

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策

背景・問題点(課題)

- ★ヘッドショップ、露天等による直接販売に加え、インターネットによる販売など、組織化・広域化の傾向
- ★販売が暴力団等の組織犯罪グループにより行われることがあり、薬事監視員による監視指導には限界
- ★規制を逃れるため新たな乱用薬物を海外から次々に導入しており、規制と規制のがれのいわゆるイタチごっこの状態が続いている
- ★ネット、メディア等を通じて「合法」、「使っても罰せられない」などといった情報が流布
- ★乱用による健康への影響について、国民に十分知られていない



制度改正による違法ドラッグの規制強化

対策の方向性

麻薬取締官(員)による取締

- ・ 国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に関する取締権限等を付与

指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

- ・ 例えば、薬事監視員等が、立入検査の際に指定薬物である疑いがある物品を発見した場合、検査のために収去できるようにするなど、予防的な視点から、違法な事例の取締りにつながる仕組みについて検討

違法ドラッグに係る情報提供や啓発活動の推進

- ・ 違法ドラッグ乱用による健康影響の情報提供
- ・ 違法ドラッグの乱用防止、正しい知識の普及啓発を促進
(「個人輸入・指定薬物適正化対策事業」の実施)

警察と連携した違法ドラッグ販売者への監視指導

- ・ 定期的な監視指導、販売自粛要請、立入調査等を実施

指定薬物の指定の迅速化

- ・ 海外で流通実態のある物質を国内流通前に指定
- ・ 薬事・食品衛生審議会指定薬物部会の開催頻度の増加

指定薬物の包括的な指定の検討

- ・ 化学構造を一部変更した物質も含めた包括的な指定ができないか検討